

平成25年分 確定申告と住民税の納税相談日程表

月	日	曜日	川辺地区		中津地区		美山地区	
			午前 (9:00~11:30)	午後 (13:30~16:00)	午前 (9:00~11:30)	午後 (13:30~16:00)	午前 (9:00~11:30)	午後 (13:30~16:00)
2	16	日						
	17	月	本庁(1階特設会場)		中津支所		美山支所	
	18	火	本庁(1階特設会場)		中津支所		美山支所	
	19	水	蛇尾・早藤・玄子・松瀬(早藤集会所)		中津支所		美山支所	
	20	木	本庁(1階特設会場)		中津支所		上越方、下越方、阿田木、弥谷、浅間、打尾の各集会所	
	21	金	本庁(3階会議室)(税理士)※P8参照		中津支所		猪谷、笠松、滝頭、初湯川、愛口、平の各集会所	
	22	土						
	23	日						
	24	月	本庁(3階会議室)(税務署)		中津支所		皆瀬公民館、上初湯川集会所	
	25	火	小熊・鐘巻・若野(3階会議室)		中津支所		李公民館、愛川児童館、熊野川生改センター	
	26	水	本庁(1階特設会場)		下滝本集会所	坂野川集会所	高野集会所、西の川集会所	
	27	木	本庁(1階特設会場)		姉子集会所	旧川中支所	寒川出張所	
	28	金	山野・三津川・大滝川・市川(山野会館)		中津支所(税務署)		美山支所	
3	1	土						
	2	日						
	3	月	三百瀬・平川・伊藤川・藤野川(平川公民館)		中津支所		美山支所	
	4	火	本庁(1階特設会場)	江川(コミュニティ防災センター)	中津支所		美山支所	
	5	水	中津川・千津川・土生・入野(3階会議室)		中津支所		美山支所	
	6	木	和佐(和佐公民館)		中津支所		美山支所	
	7	金	本庁(1階特設会場)		中津支所		美山支所	
	8	土						
	9	日						
	10	月	本庁(1階特設会場)		中津支所		美山支所	
	11	火	本庁(1階特設会場)		中津支所		美山支所	
	12	水	本庁(1階特設会場)		中津支所		美山支所	
	13	木	本庁(1階特設会場)		中津支所		美山支所	
	14	金	本庁(1階特設会場)		中津支所		美山支所	
	15	土						
	16	日	本庁(1階特設会場)					
	17	月	本庁(1階特設会場)		中津支所		美山支所	

- 各地区の納税相談日は上記のとおりですが、役場と御坊税務署でも納税相談を行っています。
- 御坊税務署と税理士の方による出張相談もございますので、お気軽にお越しください。
- 税務署から来署案内のあった方は、税務署で納税相談を行ってください。

お問合せ 税務課 ☎22-8841 / 中津地域振興課 ☎54-0321 / 美山地域振興課 ☎56-0321

確定申告と住民税申告のご案内

個人の所得税、住民税は私たちにとって身近な税金であり、安全・安心な暮らしを支えるための貴重な財源です。申告はお早めをお願いします。

※申告書が提出されていないと、所得証明書や納税証明書の交付ができません。

※国民健康保険に加入の方については、所得の有無にかかわらず所得の申告が必要となります。申告をされませんと軽減適用や高額療養費の非課税世帯や入院したときの食事代で減額認定が認められないなど不利益となる場合がありますので、ご注意ください。

申告が必要な方 ■給与・年金所得者の方

- 2ヶ所以上からもらっている方
- 給与所得者で、平成25年中に退職し、その後就職していない方
- 給与所得のある方で、勤務先から役場に給与支払報告書が提出されていない方

■自営業者の方

- 農林業、営業、その他事業をしている方(保険外交員、歩合制営業職などを含む)
- 家賃・地代収入等の不動産所得のあった方

■収入がなかった方

- どなたの扶養親族にもなっておらず、平成25年中に収入がなかった方

申告が必要でない方

- 税務署に確定申告書を提出される方
- 給与所得のみの方で、勤務先から給与支払報告書が役場に提出されている方

申告期限 平成26年2月17日(月)～3月17日(月)です。

課税期日 住民税の課税期日は1月1日です。平成26年1月1日現在の住所地の市町村へ申告してください。

持参書類

- 申告書・印鑑 ○通帳など金融機関の口座番号の分かるもの(振替納税や還付申告の方)
- 収支内訳書(事業所得のある方) ○源泉徴収票(給与・年金・パート収入の方)
- 日稼ぎの方は雇用主、日数、日当等の分かる書類
- 各種控除関係書類(年金・保険等の支払証明、医療費の領収書等)

その他

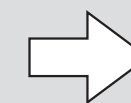
- 『公的年金等の収入金額が400万円以下』かつ『公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下』の方は、所得税の確定申告書の提出が不要ですが、住民税の申告は必要です。
※ただし医療費控除などによる所得税の還付を受けるための確定申告をすることはできます。
- 記帳・帳簿の保存制度について、平成26年1月から、事業所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税の申告の必要がない方を含みます)にその適用が拡大されます。
- 平成23年台風12号などの災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で雑損控除等を適用することにより、所得税、住民税の一部を軽減できる場合があります。雑損控除等の確定申告がお済みでない方は、一度ご確認の上、お早めに申告してください。

◆復興特別所得税について——「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)」により、所得税を納める義務のある方は、**復興特別所得税も併せて納めなければならないこと**となりました。復興特別所得税の額は、平成25年分から平成49年までの各年分の基準所得税額に**2.1%**を乗じて算出した額です。

◆個人住民税の均等割の税率変更について——「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律(平成23年法律第118号)」により個人住民税の均等割の税率の特例が設けられたことに伴い、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保のために、**平成26年度から平成35年度までの個人住民税の均等割の標準税率に1,000円(県民税:500円、町民税:500円)を加算**することになりました。

◇現在(平成25年度)4,500円

県民税		町民税	
標準税率	1,000円	標準税率	3,000円
紀の国森づくり税	500円		



◇来年度(平成26年度)～ 5,500円

県民税		町民税	
標準税率	1,000円	標準税率	3,000円
紀の国森づくり税	500円		
防災財源	500円	防災財源	500円